

別紙 1

市町村振興協会における押印等の見直し方針

令和 4 年 8 月 島根県市町村振興協会

1. 趣旨

国においては、令和 2 年度に民間から行政への手続きの約 99%において押印が廃止又は廃止の方向となり、また、島根県においても令和 3 年 2 月に押印等の見直し方針が示され、押印の原則廃止が進められています。

当協会においても、事務手続きの簡素化によるサービスの向上と当協会業務の効率化を図るため、島根県の対応に準じて以下のとおり押印等の見直し方針を定める。

2. 見直し方針

(1) 市町村、一部事務組合及び広域連合（これらを構成員とする団体を含む。以下、「市町村等」という。）並びに事業者、個人から協会に提出する書類への押印、署名

次に該当する文書を除いて、原則として押印・署名を廃止する。

①法令及び定款に押印、署名の根拠があるもの

例) 議事録

②権利義務の発生等の効果を有する文書

例) 契約書、請書、借用証書

<押印・署名を廃止するものの例>

- ・補助金交付申請書
- ・協会資金貸付金借入申込書
- ・入札書、見積書、請求書、領収証

(2) 協会から市町村等及び事業者、個人に対して発する文書等への押印
次に該当する文書を除いて、原則として押印を省略する。

①法令等及び定款に押印が規定されている文書

例) 官公署への提出書類で押印が義務づけられているもの

②権利義務の発生等の効果を有する文書のうち、次に該当するもの

ア 補助金、助成金、貸付金等のうち不利益処分に係るもの

例) 補助金、助成金等の取消又は返還に係る文書

貸付金の繰上償還通知書、督促状

※補助金、助成金等の交付決定、確定通知は押印を省略する。

イ 契約書、借用証書、委任状など

③特定の事実を証明するための文書

例) 貸付金残高証明書等

3. 施行期日 令和 4 年 9 月 1 日